

【問題】 令和5年5月23日午後7時48分頃、豊中市内の阪大モール内のフードコート入口前において、警備員Cが、Xが隣にいた女性が肩から掛けていた赤色ショルダーバッグに左手を差入れて何か黒っぽいものをつかんだのを見たとして、同人を現行犯逮捕した。

Cは、直ちに警察に通報し、現場に駆け付けた警察官らにXを引き渡した。その際、Aは、警察官に対し、被害にあった場所を示しながら、一緒に買い物に来ていたBと並んで歩いていたところを、肩から掛けていた赤色ショルダーバッグの在中品を盗られそうになったと供述し、その旨の状況の再現を行い、写真撮影も行われた。同月29日、警察官は、本件の状況が撮影された防犯カメラ映像から画像を抽出した「防犯カメラ画像結果報告書」を作成したが、Xが赤色ショルダーバッグの方に手を伸ばしているところが映った画像に付された説明においては、Xの隣にいるBについて「被害者の友人」との説明が付され、その隣にいるAについて「被害者（A）」との説明が付された。

検察官Pは、これらの供述や報告書をもとに、令和5年6月12日、「金品窃取の目的で、令和5年5月23日午後7時48分頃、阪大モール内フードコート入口前において、Aが右肩から掛けていたショルダーバッグ内に左手を差し入れ、在中品を抜き取り窃取しようとしたが、警備員に発見されて逮捕されたため、その目的を遂げなかった。」との窃盗未遂の公訴事実で被告人を起訴した。

ところが、その後、Aは、公判廷において、「Xの隣にいて赤色ショルダーバッグを肩から掛けていたのは実はBであったが、未成年で飲酒をしていたことから、自分がBの代わりに事情聴取に応じた」旨供述するに至り、Bもこの事実を認めた。また、Cも、同月26日、Xの行動を注意して見ており、Xが、女性が肩から掛けていた赤色ショルダーバッグに左手を差し入れて何か黒っぽいものをつかんでいたことははっきり見たが、被害に遭いそうになったのがAだったのか、その連れの女の子だったのかまでは、明確に確認できていなかった旨供述した。

そのため、Pは、令和5年8月6日、現訴因について、「被告人は、金品窃取の目的で、令和元年5月23日午後7時48分頃、本件店舗内において、Bが肩から掛けていたショルダーバッグ内に左手を差し入れ、在中品を抜き取り窃取しようとしたが、警備員に発見されて逮捕されたため、その目的を遂げなかった。」旨の訴因への変更を請求した。

裁判所は、この訴因変更を許すべきか否かについて論じなさい。

【出題趣旨】

本問は、東京高判令和 2・2・5（判時 2485 号 98 頁）を素材とし、訴因変更の限界（可否）を検討させる事例問題である。刑訴法 312 条 1 項が定める訴因変更の限界（可否）の判断基準となる「公訴事実の同一性」の有無について、関連判例や学説上の議論を踏まえて適切な検討を加えることができるかどうかを問うている。本問では、刑訴法 312 条 1 項の内容・趣旨を特定し、判例も意識しつつそこから「公訴事実の同一性」の判断基準を導き出した上で、これを事案に適切にあてはめる必要がある。また、その際、「公訴事実の同一性」判断の基礎としうる事実について必要な検討が加えられる必要がある。

【採点基準】

- 合計して 50 点を超えるときは、50 点で評価。各項目の点数は、上限を意味する。
- 1. 規範部分：問題点の指摘と刑事訴訟法 312 条 1 項の内容・趣旨と判断基準の導出（25 点）
 - 本件において、訴因変更の限界（可否）が問題とされており、その判断基準が刑訴法 312 条 1 項の「公訴事実の同一性」に求められることの指摘（5 点）
 - 刑訴法 312 条 1 項が、訴因変更の限界を「公訴事実の同一性」によって画していることの確認とその趣旨についての説明（7 点）
 - 刑訴法 312 条 1 項の趣旨と関連づけて、「公訴事実の同一性」が、刑事責任追及理由としての「基本的事実関係の同一性」を問題とするものであり、その有無が新旧両訴因の間の共通性および非両立性の有無により判断されることの指摘（10 点）
 - 新旧両訴因の共通性および非両立性の有無を判断する際に考慮に入れるべき事情の指摘（5 点）
- 2. あてはめ：本件事案について、訴因変更を許してよいか否か（25 点）
 - 適切に訴因変更請求がなされるに至った経緯や具体的事実を摘示しつつ、両訴因の間に、行為ないし結果（犯行日時・場所・態様、被害物件等）の基本的な事実関係の共通性が認められるか否かの検討（15 点）
 - 両訴因の間に事実上の共通性があることを前提に、刑事責任追及理由としての非両立性が認められるか否かの検討・結論（10 点）
 - 裁判所が訴因変更を許すべきか否かについての結論の提示（5 点）
- ➡ 訴因変更の要否についてのみ論じているものは 0 点。訴因変更の限界（可否）について論じられているが、要否についても論及しているものは 5 点減点（本事案では訴因変更の請求がなされている以上、要否を問題とする必要はなく、この点への論及は論点の混同を疑わせるため）。